

下 総 第 1 5 1 3 号
令和3年(2021年)11月18日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年12月25日付け監査報告第22号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

豊浦総合支所建設農林水産課

リフレッシュパーク豊浦について

[指摘事項]

- (1) 指定管理者は、経営の健全性を証するための計算書類や監査報告書を、基本協定書第29条第1項に定める期日を過ぎて市に提出していた。指定管理者を指導するとともに、チェックを強化されたい。

(改善措置状況)

今回指摘された会社決算関係書類の令和2年分(令和元年11月1日～令和2年10月31日)については、監査の指摘から指定管理者へ指導を行い、令和3年1月22日に提出され、期日内に適正に処理をした。

また、基本協定書に記載のある各規定について、再確認するとともに、基本協定書に関する提出書類リストを作成し、書類提出に当たり、そのリストを活用し、期日を遵守するよう指定管理者を指導した。

[意見]

- (2) 保育園又はこども園の行事(遠足)で指定管理施設を利用した場合に、引率の職員及び保護者の使用料を全額免除しているが、根拠とした下関市都市公園条例施行規則第5条第1項第1号の規定(学校の長が、幼児、児童、生徒及び学生の正規の教課のために使用するとき 全額)は、適用範囲が判然とせず、また、同号以外に減免の適用範囲に関する定めもなく、前述の者に同号が適用されるか不明確である。判断に疑義が生じないような措置を検討されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、主管課である公園緑地課と協議し、減免適用範囲を明確にするため、規則第5条第1項第1号の規定を「市内に存する学校(略)、保育所(略)及び認定こども園(略)の長が、その教育又は保育のため使用するとき」と改正し、令和3年4月1日付けで施行した。

以上